

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第2号

答申番号：令和6年答申第2号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受ける審査請求人に対してなした法第24条の規定による令和4年5月30日付け保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和2年10月23日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで、審査請求人の保護を開始した。
- 2 令和4年5月10日、審査請求人は、処分庁に対し、炊飯器の購入を目的とする家具什器費の支給を求める保護変更申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 3 令和4年5月30日付けで、処分庁は、本件処分を行い、同年6月8日に審査請求人に対し、これを通知した。
- 4 令和4年9月4日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査庁に対し、審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があるというものである。

- (1) 保護開始から1年以上が経過し、生活リズムを1日2食から3食に変えるため、炊飯器が必要になった。
- (2) その際に、生活保護には家具什器費という給付制度があることを知った。審査請求人は、処分庁から保護開始当初に家具什器費についての説明を受けておらず、説明を受けていたのならば、保護開始時に炊飯器の購入に係る家具什器費を申請していた。
- (3) (2)から、保護開始時に審査請求人が家具什器費を申請しなかったことについて、審査請求人には帰責性はなく、処分庁の職員が制度の説明や審査請求人が所有する家具什器の確認を怠ったのであるから、「生活保護問答集について」（平成21年3

月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問 13 の 2 の答の「認定を誤ったことが明らかな場合」に該当する。

(4) 以上から家具什器費の追加支給は、保護開始から 1 年以上が経過している現在でも認められるべきであり、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

(1) 家具什器費の支給については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 7 の 2 の(6)の アにおいて、「保護開始時において、最低生活費に必要な家具什器の持ち合わせがないとき」とされている。

(2) 処分庁は、保護申請時における実地調査により、審査請求人の生活の状況の確認を行ったほか、生活を営む上での困りごとに関する随時の相談についても教示している。

(3) 審査請求人が本件申請を行った時点で、既に家具什器費の遡及支給の限度である 3 箇月を超過しており、及び保護開始時から炊飯器がなくとも生活が成立していたことから、保護開始時に必要不可欠であったものとも判断することはできない。

(4) よって、本件処分は、法令の規定等に沿って適正に行われたものである。

第 5 法令の規定等について

1 法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。また、法第 9 条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と必要即応の原則を規定している。

2 臨時的最低生活費(一時扶助費)については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 7 の 2 において、「次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とし、この「特別の需要」としては、「(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」、「(2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」及び「(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が挙げられている。

- 3 一時扶助費としての家具什器費については、局長通知第7の2の(6)のアにおいて、「被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、(中略)家具什器を支給して差し支えないこと。」とされており、「(ア)保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」、「(イ)単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」、「(ウ)災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。」、「(エ)転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。」及び「(オ)犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」が挙げられている。
- 4 最低生活費の遡及支給の限度について示した問答集問13の2答1は、その限度を原則3箇月程度としながら、「最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合、発見月から前5年間の限度として追加支給して差し支えない。」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人は、保護開始時の生活の状況から、炊飯器を必要としておらず、本件申請は、保護開始から1年以上経過した後に審査請求人が生活リズムを変えるために炊飯器が必要となり、申請したものである。また、処分庁は、困りごとに関する随時の相談についても教示していたが、保護開始から本件申請までの間、炊飯器を所持していないことによる支障についての主張はなかった。

イ 以上の事情から、炊飯器は、保護開始時において審査請求人にとっての最低生活に直接必要な家具什器と認めることはできず、局長通知第7の2の(6)のアの(ア)で示されている支給要件を満たさない。

ウ また、審査請求人は、処分庁からの家具什器費についての説明について、第4の1のとおり主張しているところ、保護開始時に生活保護のしおり及び生活保護不正受給防止のしおりをもとに、処分庁が審査請求人に対し、説明を行っていることは記録上確認することができる。

エ 保護開始時において、家具什器費が必ずしも必要とされない事例もあることから、処分庁が審査請求人の家具什器費の申請に関して積極的な対応を行っていなかったとしても、そのことだけをもって「認定を誤ったことが明らかな場合」とまではいえない。

オ なお、処分庁は、保護申請時に実地調査を行い、審査請求人が最低生活を営むに足る家具什器の所有について確認も行っているほか、困りごとに関する随時の相談についても教示を行っていることが認められる。

カ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)と同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年2月19日 審査庁が審査会に諮問

令和6年3月5日 第1回調査審議（第1部会）

令和6年4月10日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和6年5月9日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件処分について、審査請求人は、炊飯器の購入に係る費用は、一時扶助費としての家具什器費により賄われるべきものであり、本件処分は、違法又は不当なものであると主張する。

ところで、本件で問題とされている家具什器費をはじめとする一時扶助費については、第5の2及び3に述べるとおり、「特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に限って臨時的に支給するとされた保護費であり、家具什器費は、これに該当する事情の一つとして、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがない」等として局長通知に定められたものである。

そうすると、本件の争点としては、審査請求人が保護開始時において炊飯器を所有していなかったことが、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがない」といえるかどうか、及び、その後の審査請求人の生活様式の変化等により炊飯器が審査請求人の生活に必要なとなったことが、一時扶助費の要件である「最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支

給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかであるから、以下検討する。

2 本件処分の検討

- (1) 審査請求人は、第4の1で述べるとおり、保護が開始された令和2年10月から1年以上の期間炊飯器を使用せずに生活し、その後に、生活リズムを1日2食から3食に変える必要が生じたとし、これにより、炊飯器の購入が必要となったとしている。

本件申請は、このような経過で保護開始から1年以上経過してから炊飯器が必要になったことを理由として行われたものであるが、処分庁は、本件処分において、保護開始時の炊飯器の購入に係る需要について、一時扶助費の要件を満たさないと判断している。

- (2) この処分庁の判断を、1に述べる本件の争点に当てはめて述べれば、炊飯器が「最低生活に直接必要な家具什器」に該当するかは抽象的一般的に判断されるものではなく、個別具体的に「要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して」行われるところ、審査請求人は、保護開始時において1日2食の生活リズムで炊飯器を使用せず生活しており、このような審査請求人の生活様式においては、処分庁は、炊飯器が「最低生活に直接必要な家具什器」に該当すると認めなかったものであり、第5の法令等に照らして、この判断に不合理な点は認められない。
- (3) 加えて、本件申請時点で最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないことをも理由として本件申請を行っていたとしても、一時扶助費については、「次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に限り支給されるどころ、「次に掲げる特別の需要」は、「(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」、「(2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」及び「(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」に限定されており、これら特別の需要の有無を、生活様式等の変化により保護開始後に家具什器が必要となったことについてみると、いずれにも該当しないことはケース記録等から明らかである。(なお、最低生活費の遡及支給については、別途3において検討する。)

さらに、審査請求人が炊飯器を必要として主張する経過は、保護が開始された令和2年10月から1年以上の期間炊飯器を使用せずに生活し、その後に、生活リズムを1日2食から3食に変えようとした際に炊飯器が必要となったというものであるが、炊飯器の有無にかかわらず1日3食の生活様式が可能であること、審査請求人にとっては1日3食の生活様式のために炊飯器が必要であるとしてもその必要性が生じたのは審査請求人が生活パターンを変えようとしたためであり、その他の事情を併せ考慮しても、「緊急やむを得ない場合」には該当するとは認められない。

よって、本件において、炊飯器の購入に係る費用は一時扶助費に該当するとは、認められない。

3 他の争点の検討

審査請求人は、処分庁から保護開始当初に家具什器費についての説明を受けておらず、説明を受けていたのならば、保護開始時に炊飯器の購入に係る家具什器費を申請していた等と主張するが、審査請求人が保護開始後1年以上が経過した後に、自身の生活リズムを変えるために炊飯器を必要としたことには、審査請求人及び処分庁双方に争いのない事実であるといえる。そうすると、上記の審査請求人の主張は、問答集問13の2答1のいう「最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合」に該当するとは、認められない。

4 判断

以上から、本件申請は、家具什器費の支給に係る要件を満たすものとは、認められず、本件処分は、第5の法令等に照らして適切になされたものと認められる。

5 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳